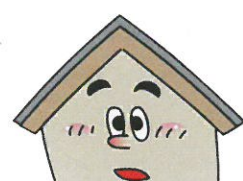


## Q:なぜ「専門家耐震診断が」必要？

A:住宅の健康診断と考えてください。

耐震診断とは、今住んでいる家が大規模地震に対してどれだけ耐えることができるかを、診断するものです。耐震診断を行うことにより、住んでいる家がどのような状態にあるのかを正確に把握し、的確な対策をとることが可能になります。



## Q:診断の時期は？

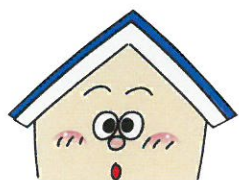
A:申込月の翌月以降の診断となります。

診断員の選定、現地派遣及び診断、報告書の作成まで2~3ヶ月程度かかります。診断日の指定がある方は、申込時にお知らせください。



## Q:耐震診断の内容は？

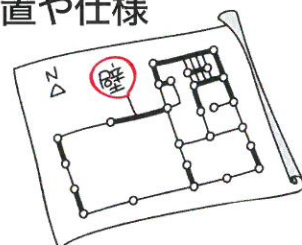
A:市から委託を受けた診断員(地元の建築士)が、現地調査を行い診断いたします。



・外観調査



・壁の配置や仕様



・床下の基礎の確認



・天井裏の接合金具の有無



各部位の劣化度等を可能な範囲で調査します。

また、確認できない場所等については、設計図書や確認申請時の書類等で調べます。診断時間は、1~2時間程度かかります。

## Q:診断結果の報告を受けたら？

A:耐震診断で、耐震性が低いと判定された場合は耐震改修工事等を行うことが望ましいでしょう。

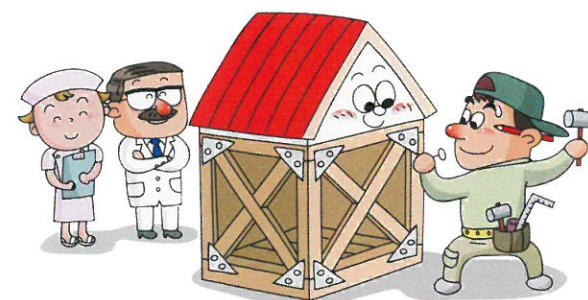


診断結果報告書に耐震改修工事にかかる概算工事費も合わせて報告しております。住宅の耐震化費用の参考にしてください。

## Q:耐震改修工事の補助はありますか？

A:耐震改修工事に対し工事費の一部を補助します。

※詳細については建築課へご相談ください。

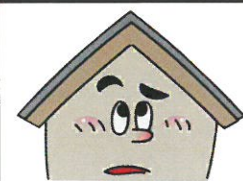


## 非木造住宅耐震診断補助

お住まいの住宅が、木造ではない場合、耐震診断の診断費補助を実施しています。実施を検討されている場合は、ぜひご相談ください。

### 申し込み条件

- 建築年月日 昭和56年5月31日以前に着工
- 構造 非木造住宅(型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造、特殊工法の診断は補助できません。)
- 建物用途 住宅(併用住宅、長屋、共同住宅も含まれます。)
- 事前相談 診断を実施する前に事前相談が必要です。



## Q:申し込み条件は？

A:下記の全ての事項に該当することが必要です。

- ・建築年月日 昭和56年5月31日以前に着工
- ・構造 木造(2×4工法、特殊工法は診断できません。)
- ・建物用途 住宅(併用住宅、長屋、共同住宅も含まれます。)
- ・階数 2階建て以下

